

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版) の取組状況について

令和2年11月17日

第24回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

主な施策の取組状況①

	主な施策	令和2年改定版アクションプランでの記載内容	取組状況
1	【P7:3.(1).①】 公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化	コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。	以下事項について、検討を進めているところ。 ・運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施することができる条件 ・運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できるようにするために整備が必要な手続 等 <資料2-2:1頁>
2	【P8:3.(1).②】 共有物分割請求権の特例等の措置の検討	今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について検討を行う。	PFI法の枠外にある他の共有者の権利を制限する根拠等の諸論点について検討しつつ、スキームの検討を進めているところ。
3	【P8:3.(1).③】 キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入	インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮をしながら、包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。	・キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野における包括的民間委託の事例を整理中。また、成果に応じて委託費を変動させる仕組み(米国におけるアペイラビリティ・ペイメント方式)については、他国の事例を元に、我が国での導入を進めるべく検討を進める。<内閣府> ・令和2年度から、インフラの維持管理分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体への支援事業を実施。<国土交通省> ・国土交通省の支援により導入検討を実施した事業の導入可能性調査報告書をHPIに掲載。加えて、先行事例を基に、包括的民間委託の導入プロセスや検討内容をとりまとめ、事例集としてHPIに掲載し、導入意欲のある自治体への周知に取り組んでいるところ。<国土交通省> ・文教施設分野における具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施。また、文教施設分野におけるPPP/PFI事業の好事例を取りまとめた事例集を作成し、周知を行っている。<文部科学省>

主な施策の取組状況②

	主な施策	令和2年改定版アクションプランでの記載内容	取組状況
4	【P8：3.(1).④】 SPC株式の流動化の促進	SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式の流動化の促進に向け、管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先や譲渡後におけるSPCの運営のあり方等をガイドライン等において具体的に示すなどの環境整備を行う。	・SPC株式の譲渡ニーズ等を確認すべく、公共施設等運営権事業者および管理者等へのアンケートを実施。調査を通じて確認した譲渡ニーズの現状および課題等を踏まえ、譲渡環境の整備に向けてガイドライン改正を含め検討を行う。 ＜資料2-2:3頁＞
5	【P9：3.(1).⑤】 BOT税制の特例措置の拡充	事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。	・令和3年度税制改正要望において、BOT方式により整備される公共施設等に係る地方税(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)の特例措置の拡充(非課税、混合型・独立採算型の追加、対象施設の拡充)を要望している。 ＜資料2-2:7頁＞
6	【P10：3.(2).i).①】 地方公共団体が要するアドバイザー費用に対するより適切な支援	小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設等)により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。	・アドバイザー費用が補助金対象経費となる国の補助金・交付金について調査を実施したところ、調査対象としていた12分野16対象施設中9施設はアドバイザー費用を既に補助対象としており、残る7施設のうち4施設については今回依頼に基づき、アドバイザー費用を対象化することとなった(別制度での適用等も含む)。残る3施設について、引き続きアドバイザー費用の対象化するよう呼びかけていく。 ・あわせて、環境省より「循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)」に係る地方負担分について、地方財政措置を要望中。 ＜資料2-2:9頁＞
7	【P10：3.(2).ii).①】 事後評価等のマニュアルの策定	民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了PFI事業の検証で得られた知見を地方公共団体に横展開するとともに、その知見を踏まえ、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、地方公共団体等における類似した事業において有効に知見を共有・活用することを意図し、事後評価等のためのマニュアルを作成・周知し、地方公共団体等に対し、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。	・事後評価マニュアルの構成案について、令和2年10月のPFI推進委員会 第5回事業推進部会にて検討を実施。 ・今後、事後評価サンプル事例に関するヒアリング調査を実施予定であり、同調査結果を含めた事業評価マニュアル案について、令和3年2月に予定する事業推進部会にて議論する。 ※PFI推進委員会 事業推進部会における議事

主な施策の取組状況③

	主な施策	令和2年改定版アクションプランでの記載内容	取組状況
8	【P11: 3.(2).iii】 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等	地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用する仕組み等を検討する。また、関係機関と連携し、研修等を通じてPPP/PFI事業に関する基礎的な知見を取得した受講者の活用等に係る仕組み等を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIに関する業務経験を有した地方公共団体職員を国(内閣府)が専門家として認定・登録し、専門家派遣制度などを通じて人材を活用する仕組みを検討中。 <p><資料2-2:11頁></p>
9	【P13: 3.(2).vi).①】 優先的検討等の促進	優先的検討規程について、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに策定・運用がなされるよう、先進的な取り組みを行う地方公共団体の事例を紹介する。また、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業や策定・運用における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。なお、優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的検討規程の策定・運用状況の調査結果を公表する予定であり、今後は調査結果を踏まえ、全ての人口20万人以上の地方公共団体等において速やかな策定がなされるよう取組を推進するとともに、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られる方策について検討を行う。 <p><資料2-2:13頁></p>
10	【P14: 3.(3)】 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び令和元年に創設したPPP/PFI地域プラットフォーム協定制度の対象の地域プラットフォーム(以下、「協定プラットフォーム」という。)を含む)の拡大及び継続的な活動を支援し、これらのプラットフォームを活用した官民対話等を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上を図り、その能力や提案を活用したPPP/PFI事業の形成を一層促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プラットフォームに対する継続的な支援を通して、地域におけるPPP/PFIの推進に寄与している。令和2年度には、昨年度に創設した地域プラットフォーム協定制度に新たに4地域を追加し、計25地域に拡大した。 また、令和2年度には新たに2地域で地域プラットフォームの形成支援を行っている。 ・地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動支援のため、令和3年度概算要求においても、地域プラットフォーム形成支援や協定プラットフォームにおける案件形成支援のための予算を要求。 <p><資料2-2:23頁></p>

主な施策の取組状況④

	主な施策	令和2年改定版アクションプランでの記載内容	取組状況
11	【P16: 3.(3)】 民間提案の積極的活用	「PFI事業民間提案推進マニュアル(H26.9)」等について、近年の民間提案の活用実態・課題(インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等)に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備(相談窓口の設置や庁内体制の整備など)を促すとともに周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・改定民間提案マニュアルの構成案について、令和2年10月のPFI推進委員会 第5回事業推進部会にて検討を実施。 ・今後、民間提案の評価方法や加点インセンティブに関するヒアリング調査を実施予定であり、同調査結果を含めた民間提案マニュアル改定案について、令和3年2月に予定する事業推進部会にて議論する。 <p>※PFI推進委員会 事業推進部会における議事</p>
12	【P18: 3.(6)】 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。	<p>現状、PFI事業への支援を行う民間インフラファンドは1社に留まり、地域毎の事業件数の偏在や十分な事業規模の案件が限られていること等から、民間金融機関による出融資も限られるなど、民間インフラ投資市場は未成熟。こうした状況を踏まえ、機構のあり方について、設置期限の延長も含め検討中。</p>
13	【P20: 3.(7).①】 公共施設の非保有手法の活用促進	国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等の検討を行い、公共施設の非保有手法の活用促進に向け、基本的考え方の整理や事例集作成などの環境整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の非保有手法の促進に向け、同手法の基本的考え方の公表を検討中であり、同基本的考え方の構成案について、令和2年10月のPFI推進委員会 第5回事業推進部会にて検討を実施。 ・今後、公共施設の非保有手法事例に関するヒアリング調査を実施予定であり、同調査結果を踏まえた基本的な考え方の案について、令和3年2月に予定する事業推進部会にて議論する。 <p>※PFI推進委員会 事業推進部会における議事</p>